



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
2月28日
第592号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会規則(健康福祉政策課) 1
- ※滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則(びわこボートレース局) 2

○ 告 示

- 道路区域の変更(道路保全課) 2
- 道路の供用開始(道路保全課) 3
- 車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定(道路保全課) 3
- 車両制限令に基づく道路および通行方法の指定(道路保全課) 3
- 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の使用料の額(住宅課) 4

○ 公 告

- 生息・生育地保護区の指定公告(自然環境保全課) 5
- 県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課) 6

○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部) 6

○ 公安委員会規則

- ※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則(交通規制課) 6
- ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 6

○ 公安委員会告示

- 道路交通法第44条第2項第2号の規定による乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意(交通規制課) 7

規 則

滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会規則をここに公布する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第4号

滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第2条 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、県の職員である委員のうちから知事が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第5条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康医療福祉部健康福祉政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第5号

滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則(令和4年滋賀県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第6条中「舟券を購入できる」を「知事が別に定める施設(以下「特定施設」という。)を利用する」に、「締結した者(以下「加入者」という。)とする」を「締結することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県とキャッシュレス投票契約を締結した者(以下「加入者」という。)は、特定施設を利用している間に限り、キャッシュレス投票を行うことができる。

第11条第1号中「、性別」を削る。

第18条第1項中「加入者は」の右に「、特定施設を利用している間に限り」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、設定された電子マネーが電子マネー100万単位を超えているときまたは電子マネー100万単位を超えることとなるときは、電子マネーの設定を申し出ることができない。

第19条中「加入者は」の右に「、特定施設を利用している間に限り」を加え、同条に次の1項を加える。

2 加入者は、設定された電子マネーが電子マネー100万単位を超えたときは、遅滞なく、設定された電子マネーが電子マネー100万単位以下となるように精算しなければならない。

付 則

この規則は、令和7年3月10日から施行する。

告

示

滋賀県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年2月28日から令和7年3月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	栗東市岡字高井422番地先から 栗東市岡字前川原464番1地先まで	変更後	最小 16.0m } 最大 46.2m	106.8m	道路改良工事（迂回路廃止）に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 16.0m } 最大 46.2m		

滋賀県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月28日から令和7年3月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	栗東市岡字高井422番地先から 栗東市岡字前川原469番地先まで	令和7.2.28	L=150.0m

滋賀県告示第83号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道彦根環状線	彦根市原町字平野655番1地先から 彦根市駅東町22番10地先まで

2 指定年月日 令和7年3月1日

滋賀県告示第84号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道彦根環状線	彦根市原町字平野655番1地先から 彦根市駅東町22番10地先まで

2 指定年月日 令和7年3月1日

3 通行方法 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

滋賀県告示第85号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第35条の5第1項の規定により、令和7年度における滋賀県営住宅駐車場の使用料の額を次のとおり定めた。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

県営住宅の所在地	団地名	駐車場区画種別	使用料の額
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	A棟およびB棟	4,900
		B棟（軽自動車用）	4,800
大津市朝日が丘二丁目		C棟およびD棟	4,800
		D棟（軽自動車用）	4,000
		F棟、G棟およびH棟	4,900
大津市大平一丁目	石山		2,000
大津市三大寺	神領		1,400
大津市一里山四丁目	一里山		4,200
大津市栗林町	栗林		3,400
彦根市開出今町	開出今		2,700
		（軽自動車用）	2,000
彦根市八坂町	八坂		2,500
長浜市新庄寺町	新庄寺		2,500
長浜市新庄中町	北新		2,600
長浜市殿町	殿町		2,900
長浜市木之本町黒田	黒田		1,600
近江八幡市西本郷町	西本郷		3,400
		（軽自動車用）	2,800
近江八幡市鷹飼町	鷹飼		2,600
草津市木川町	陽ノ丘		3,000
守山市播磨田町	久保		1,900
		（軽自動車用）	1,400
守山市石田町	石田		2,500
栗東市川辺	川辺		3,300
栗東市小平井一丁目	小平井		3,900
甲賀市水口町水口	古城ヶ丘		2,400
		（軽自動車用）	2,100

甲賀市信楽町長野	信楽	1,000
野洲市上屋	上屋	2,500
湖南市岩根	田代ヶ池	2,000
高島市今津町日置前	平ヶ崎	1,300
高島市今津町弘川	弘川	1,800
		(軽自動車用) 1,400
高島市拝戸	拝戸	600
東近江市尻無町	大森	1,800

公 告

生息・生育地保護区の指定公告

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号。以下「条例」という。)第21条第1項の規定に基づき生息・生育地保護区を指定しようとするので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区
- 2 指定の区域 彦根市新海浜地先
区域は、区域図表示のとおりとする(区域図は、省略し、5に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 指定に係る希少野生動植物種 ハマゴウおよびハマエンドウ
- 4 指定の区域の保護に関する指針の案
 - (1) 指定の目的 本区域には、砂浜特有の植物であり、かつ、海浜性の植物が琵琶湖岸に生育していることが特徴的なハマゴウ(「滋賀県レッドデータブック2020年版」で希少種に選定)およびハマエンドウ(「滋賀県レッドデータブック2020年版」で絶滅危惧種に選定)の生育が確認されており、特にハマエンドウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。このように、砂浜特有の植生が良好な状態で存在している場所は県内では数少ないことから、琵琶湖岸の砂浜の生態系の保護を図る上で、本区域を生育地保護区に指定し、指定に係る希少野生動植物種を保護していく必要がある。
 - (2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。特に、ハマゴウは砂質を生育適地とし、他種の繁茂や踏み荒らしによって消滅してしまう性質を持っているため、レジャー等による立入りの際には十分な配慮をすることが重要である。
 - (3) 生育条件の維持のための環境管理の指針
 - ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、野生動植物の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。
 - イ 木竹の伐採 本区域(保安林の区域を除く。)において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐によることとし、択伐率は現在蓄積の30%以下とする。
 - ウ 環境管理 条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者および管理者、周辺住民、関係団体ならびに行政機関が連携協力して、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。
- 5 指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課(大津市京町四丁目1番1号)
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
 滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係(草津市草津三丁目14番75号)
 滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係(甲賀市水口町水口6200番)
 滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係(東近江市八日市緑町7番23号)
 滋賀県総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係(彦根市元町4番1号)
 滋賀県総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係(長浜市平方町1152番2号)
 滋賀県総務部総務事務・厚生課高島総務経理係(高島市今津町今津1758番)
- 6 縦覧期間および時間 令和7年2月28日から令和7年3月13日までの縦覧場所における執務時間内

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年3月13日

(2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営小倉地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和7年2月21日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営小倉地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)変更計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市役所農林水産部農村整備課
- 縦覧期間 令和7年2月28日から令和7年3月31日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和7年4月15日までに審査請求をすることができる。

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年2月28日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護事業所セルシオ	守山市吉身三丁目3-8エスポワールA SAHI 202号室	合同会社ライフインフィニティ	守山市勝部四丁目1番71-10号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和7.3.1	2510700731

公安委員会規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第2号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(平成16年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)の項を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第3号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

県道彦根環状線(県道528号線)	彦根市高宮町字遊行塚横田1613番3地先から彦根市高宮町字樋ノ辻1550番1地先まで	を に
県道彦根環状線(県道528号線)	彦根市高宮町字遊行塚横田1613番3地先から彦根市高宮町字樋ノ辻1550番1地先まで	
県道彦根環状線(県道528号線)	彦根市原町字平野655番1地先から彦根市駅東町22番10地先まで	

改める。

付則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第22号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、草津市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和7年2月28日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

1 合意した者

- (1) 草津市長
- (2) 滋賀県公安委員会
- (3) 近畿運輸局長
- (4) 帝産湖南交通株式会社

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
山寺橋	南進	草津市山寺町995番地先

3 停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲 近江タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第2号に規定する路線不定期運行に限る。)の用に供する自動車であって、まめタクと称するものに限る。

4 道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1) 当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
- (2) 停留所における停車または駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。

5 利用期間 令和7年3月1日から当面の間

